

## 生駒市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年9月5日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平松 亜 矢 子

生駒市監査委員 福 中 眞 美

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の期間

第1回 令和3年10月11日から令和3年12月23日まで

第2回 令和4年1月17日から令和4年3月11日まで

#### 3 監査の対象

##### 第1回

市長公室	広報公聴課、企画政策課
総務部	財政課、行政経営課
地域活力創生部	市民活動推進課、市民活動推進センター、ICTイノベーション推進課、SDGs推進課
福祉健康部	高齢施策課、障がい福祉課、生活支援課、地域包括ケア推進課
建設部	事業計画課、営繕課
上下水道部	下水道課、竜田川浄化センター
会計課	

##### 第2回

市長公室	秘書課（市制50周年事業室を含む。）
総務部	総務課（公平委員会を含む。）
市民部	課税課、収税課、人権施策課（人権文化センター、男女共同参画プラザ、児童館を含む。）、環境保全課（清掃リレーセンターを含む。）
教育こども部	こども課、子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）
生涯学習部	スポーツ振興課
選挙管理委員会事務局	

#### 4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、契約事務が法令に従い適正に処理されているか及び現金の取扱事務が適正に行われているかについてを重点項目として監査を行った。

#### 5 監査実施監査委員

東良徳一監査委員、平松亜矢子監査委員、白本和久監査委員

#### 6 監査の結果

生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行は概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上改善・検討を要する事項のうち軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

(別紙) 第1回

## 市長公室

### 広報広聴課

1 監査実施日 令和3年10月13日～10月14日

2 監査結果

(1)歳入について

広報いこまちの広告欄及び市ホームページのバナー広告に係る広告収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 企画政策課

1 監査実施日 令和3年11月9日

2 監査結果

(1)歳出について

ア 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 総務部

### 財政課

1 監査実施日 令和3年10月11日

2 監査結果

(1)歳入について

普通交付税交付金、減収補填特例交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内

において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 行政経営課

1 監査実施日 令和3年10月12日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

ふるさと納税に係る寄附金収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 地域活力創生部

#### 市民活動推進課

1 監査実施日 令和3年12月7日～12月9日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

市有土地貸付収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ 自治会等への補助金の支出について

補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書等関係書類を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理され

ており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 市民活動推進センター ららポート

1 監査実施日 令和3年12月9日

2 監査結果

(1)歳入について

コピー代等の収入について、3か月分を抽出して歳入予算差引簿、調定伝票、コピー機使用台帳等関係書類を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## ICTイノベーション推進課

1 監査実施日 令和3年10月18日～10月19日

2 監査結果

(1)歳入について

情報機器売払収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、契約書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## SDGs 推進課

1 監査実施日 令和3年10月20日～10月21日

2 監査結果

(1)歳入について

急速充電器維持権利金収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金の支出について

補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 福祉健康部

### 高齢施策課

1 監査実施日 令和3年11月16日～11月18日

2 監査結果

(1) 歳入について

ア 老人保護措置負担金について

歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 使用料収入事務について

RAKU-RAKUはうす及び金鶏の杜倭苑使用料に係る収入事務について、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金等の支出事務について

老人クラブ活動補助金、生駒市シルバー人材センター運営補助金等の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 障がい福祉課

1 監査実施日 令和3年10月25日～10月27日

2 監査結果

(1)歳入について

行政財産使用料、土地貸付収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札執行関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 生活支援課

1 監査実施日 令和3年11月29日～12月2日

2 監査結果

(1)歳入について

生活保護法第63条の規定に基づく返還金、同法第78条の規定に基づく徴収金等の収入事務について、歳入予算差引簿、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

行旅人移送費用等現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し

確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 地域包括ケア推進課

1 監査実施日 令和3年11月24日～11月26日

2 監査結果

### (1) 歳入について

地域支援事業交付金等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為何書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 建設部

### 事業計画課

1 監査実施日 令和3年12月20日～12月21日

2 監査結果

### (1) 歳入について

#### ア 手数料収入について

境界明示手数料収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ コピー代収入について

収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、窓口で受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理について、概ね2か月分をまとめて払い込んでいた。生駒市会計規則第13条第1項の規定では、現金を直接収入したときは「領収書を納付者に交付し、納付書にその現金等を添え、特別の事情がない限り、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、今後、この規定に従って適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 補助金等の支出事務について

公共交通事業継続支援金の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 営繕課

1 監査実施日 令和3年12月22日～12月23日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

市営住宅使用料及び再開発住宅使用料等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 上下水道部

#### 下水道課

1 監査実施日 令和3年12月14日～12月16日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

排水設備指定工事店指定手数料、コピー代等の収入事務について、調定伺書、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。



## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 補助金等の支出事務について

浄化槽設置整備事業補助金の交付事務について、補助金交付要綱、支出負担行為伺書、補助金交付申請書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 竜田川浄化センター

1 監査実施日 令和3年12月13日

2 監査結果

### (1) 歳入について

下水道敷地占用料の収入事務について、調定伺書、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 会計課

1 監査実施日 令和3年11月10日

2 監査結果

### (1) 歳入について

積立基金利子及び歳計現金預金利子の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票等を照

合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金及び臨時釣銭貸出用現金の管理状況を確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 市長公室

### 秘書課（市制50周年事業室を含む。）

- 1 監査実施日 令和4年3月7日
- 2 監査結果

#### (1)歳入について

市制50周年記念花火寄附金等に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、窓口で受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理について、受領後約2週間経過後に払い込んでいたものがあった。生駒市会計規則第13条第1項では、現金を直接収入したときは「領収書を納付者に交付し、納付書にその現金等を添え、特別の事情がない限り、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、今後、この規定に従って適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3)現金の取扱事務について

市長交際費、道路通行料及び自動車借上料の資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 総務部

### 総務課（公平委員会を含む。）

- 1 監査実施日 令和4年3月8日～3月11日
- 2 監査結果

#### (1)歳入について

##### ア 財産貸付収入について

市有地の貸付収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の収入事務について

市庁舎太陽光発電に伴う売電収入及び古紙等売払い収入等について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

コインコピー機用つり銭については、コインコピー機内にて保管・管理、着払用の資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 市民部

### 課税課

1 監査実施日 令和4年1月17日～1月19日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

閲覧手数料、証明手数料等収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、交付申請書その他関係資料を照合・確認したところ、調定伝票（4月～12月納入分）が1月にまとめて作成されていたため、会計規則に基づき適正に作成するよう指導した。また、窓口にて収納した手数料等を約一月分まとめて指定金融機関に納入していたことから、会計規則に基づき処理するよう担当者に指導した。その他については確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、つり銭保管簿が作成されていなかったため、適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 収税課

1 監査実施日 令和4年1月17日～1月19日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は、執務時間中はレジスターにて保管・管理し、それ以外は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 人権施策課

1 監査実施日 令和4年2月17日～2月18日

2 監査結果

#### (1) 歳出について

##### ア 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 人権文化センター・児童館

1 監査実施日 令和4年2月17日～2月18日

2 監査結果

#### (1) 歳入について

人権文化センター使用料及び人権文化センター講座参加負担金に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2) 歳出について

### ア 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 男女共同参画プラザ

### 1 監査実施日 令和4年2月18日

### 2 監査結果

#### (1) 歳入について

##### ア 施設使用料収入について

コミュニティセンターの施設使用料収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、施設使用許可申請書その他関係資料を照合・確認したところ、窓口にて収納した使用料を約二週間分まとめて指定金融機関に納入していたことから、会計規則に基づき処理するよう担当者に指導した。その他については確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ 物品売払収入について

「万葉絵はがき」等の物品の売払いについて、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### ウ その他の収入について

コピー代等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2) 歳出について

##### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (4) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿へ

の記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 環境保全課

1 監査実施日 令和4年2月14日～2月15日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 使用料及び手数料収入について

火葬場使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入について

汚泥処理負担金、キエーロモニター参加費及び古紙類売払代金に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、法令に従い概ね適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、予定価格書に作成者(副市長)の押印が漏れていたものがあつたため、適正に処理するよう担当者に指導した。その他については確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 清掃リレーセンター

1 監査実施日 令和4年2月15日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 使用料及び手数料収入について

ごみ袋販売及びごみ持込みに係る手数料収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入について

リユース物品販売代金、資源ごみ回収料金に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票及び領収書控等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、起工伺書の専決権者が誤っていたものがあつたため、生駒市事務専決規程の規定に基づき適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

# 教育こども部

## こども課

1 監査実施日 令和4年2月1日～2月10日、2月24日

2 監査結果

### (1) 歳入について

#### ア 使用料及び手数料収入について

市立保育所保護者負担金、児童手当受給証明書発行手数料等に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、児童手当受給証明書発行手数料の4月～10月領収分を10月にまとめて払い込んでいた。生駒市会計規則第13条第1項の規定では、現金を直接収入したときは「領収書を納付者に交付し、納付書にその現金等を添え、特別の事情がない限り、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、今後、この規定に従って適正に処理するよう口頭で指導した。その他については、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の収入について

私立保育所の保護者負担金、生駒台幼稚園太陽光発電設備の売電収入等の収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、修繕料に係る請書について、請負日及び工期の記載がないものがあつたため、適正に処理を行うよう口頭で指



導した。その他については、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### 子育て支援総合センター（こどもサポートセンターを含む。）

#### 1 監査実施日 令和4年2月16日

#### 2 監査結果

##### (1)歳入について

講座用テキスト代に係る収入について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (2)歳出について

###### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

###### イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (3)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 生涯学習部

### スポーツ振興課

#### 1 監査実施日 令和4年3月1日～3月2日

#### 2 監査結果

##### (1)歳入について

山麓公園テニスコート使用料及び夜間照明使用料について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、領収書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 選挙管理委員会事務局

1 監査実施日 令和4年3月3日

2 監査結果

(1) 歳入について

衆議院議員総選挙に係る交付金について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票、交付申請書等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。